



# 妊娠したら



☎ 子育て家庭課 ☎ 923-1113

## 🌸 子育て応援アプリ ちくしっこ (母子モ)

妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができる便利なアプリです。母子健康手帳交付や各種教室などの予約ができ、市の子育て支援情報やイベントのお知らせなども届きます。登録は無料です。  
※通信費はご自身の負担となります。



## 🌸 母子健康手帳交付

母子健康手帳は、市役所で交付しています。妊娠の判定を受けて、医療機関で妊娠届出書が発行されたら、早めに交付を受けましょう。上記の「子育て応援アプリ ちくしっこ」から母子健康手帳交付の申請と予約をしてください。



## 🌸 妊娠判定費用助成事業

妊娠による経済負担の軽減のため、妊娠判定に要した**初回**の検査費用を助成します。  
詳しくは市子育て家庭課にお問い合わせください。

- ▶ 対象者 市民税非課税世帯、生活保護世帯またはそれと同等の所得水準にある人
- ▶ 助成額 上限1万円(実際にかかった費用と比べて、低いほうの額が助成額となります)



## 🌸 妊婦健康診査

妊娠中の健康管理のため、妊婦健康診査のうち、決められた検査項目の費用を一部助成しています。

- ▶ 対象者 妊婦  
※転入、転出した場合は、住民票がある市町村での未使用分の受診券の差し替えが必要です。
- ▶ 回数 14回分
- ▶ 受診方法 指定の医療機関に受診券と母子健康手帳を提示して受診してください。  
受診券は、母子健康手帳交付時に交付しています。  
※指定の医療機関は、市ホームページから確認ください。  
※指定の医療機関以外で受診する場合は、事後申請に基づき、限度額の範囲内で費用を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## 🌸 多胎妊婦の健康診査

多胎妊娠で、14回よりも多く自費で妊婦健康診査を受診した場合に、その費用を一部助成しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 妊婦のための支援給付

市では、安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から出産、子育て期まで、一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行っています。



- 妊婦等包括相談支援…妊娠届出時、**妊娠8か月時\***、赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)時、その他希望や必要に応じた伴走型相談支援  
※妊娠7か月時にアンケートを実施し、希望により電話や面談などで相談に応じます。
- 妊婦支援給付金…妊娠届出後に5万円、赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)後に子ども一人につき5万円を支給  
※流産、死産の場合も支給の対象となります。

## プレママ・プレパパ教室

妊婦さんとその家族を対象とした教室を月に1回開催しています。



- ▷ 対象者 妊婦さんとその家族(市内在住)※要予約(定員12組程度)
- ▷ 時間 14:30~16:00
- ▷ 場所 筑紫野市役所 5階 504会議室
- ▷ 内容 助産師のお話(産後の生活や育児について)、育児体験(沐浴体験や着替えなど)
- ▷ 参加費 無料
- ▷ 持参品 母子健康手帳、筆記用具
- ▷ 申込み 「子育て応援アプリちくしっこ」のオンライン予約で、受付開始日の9:00から(定員になり次第締め切ります)

開催日	受付開始日	開催日	受付開始日	開催日	受付開始日
4月25日(金)	4月11日(金)	8月29日(金)	8月15日(金)	12月19日(金)	12月5日(金)
5月30日(金)	5月16日(金)	9月26日(金)	9月12日(金)	1月30日(金)	1月16日(金)
6月27日(金)	6月13日(金)	10月24日(金)	10月10日(金)	2月27日(金)	2月13日(金)
7月25日(金)	7月11日(金)	11月28日(金)	11月14日(金)	3月13日(金)	3月2日(月)

## 妊婦・成人歯科検診

問 健康推進課 ☎920-8611

妊婦や対象年齢に該当する人は無料で歯科検診を受けることができます。



- ▷ 対象者 妊婦、16~40歳、50歳、60歳、70歳の人(令和8年4月1日での満年齢)
- ▷ 期間・回数 令和7年4月1日~令和8年3月31日の期間中に1回(妊婦は妊娠期間内に1回)
- ▷ 場所 指定の歯科医療機関

※医療機関への予約が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください



## 「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

**Q** 授乳は必ず3時間おきにするの？

**A** 母乳の場合は赤ちゃんが欲しがるタイミングで

母乳は赤ちゃんの欲しがる時にあげましょう。授乳を繰り返すことで母乳が作り続けられることになり、徐々に赤ちゃんとの授乳のペースも安定してきます。育児用ミルクは商品に記載されている月齢に合わせた量などを参考にしてください。





# 赤ちゃんが生まれたら



## 赤ちゃんが生まれたら市役所で行う手続き



### 出生届は

☎ 市民課 ☎ 923-1111 (内線312)

#### ①筑紫野市役所で出生届(生まれて14日以内)を提出する場合

子どもが生まれた時は、生まれた日から**14日以内**(生まれた日も1日と数えます)にしなければならない届出です。必ず分娩した産婦人科などで出生証明書をもって市役所に届出してください。

#### 持参するもの

出生届(出生証明書)、母子健康手帳

#### ②筑紫野市役所以外の市町村で出生届をする場合

事前に市民課、国保年金課、こども政策課にご相談ください。

手続きが遅れますと、子ども医療証の助成開始日や児童手当の受給開始月が遅れる場合があります。

### 子ども医療証は…子どもが病院を受診するとき必要です。

☎ 国保年金課 医療年金担当 ☎ 923-1111 (内線351・352)

市では、15歳になった年度末(3月31日)までの子どもに対して、医療費の助成を行っています。

- 対象は通院・入院ともに0歳から中学3年生までです。
- 出生の翌日から**30日以内**に申請をしたとき⇒出生日から有効の医療証を交付します。
- 出生から**30日を過ぎて**申請をしたとき⇒申請月の1日からの医療証を交付します。(前月までの医療費は返還できません)
- 筑紫野市に転入したときも手続きが必要です。  
転入月内に申請をしたとき⇒転入日から有効の医療証を交付します。  
転入月翌月以降に申請をしたとき⇒申請月の1日からの医療証を交付します。(前月までの医療費は返還できません)

#### 持参するもの

子どもの名が記載された医療保険資格確認書、資格証明書または健康保険証(両親以外の代理人が手続きする場合は、本人確認書類が必要)

※所得課税証明書が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

### 児童手当は…高校生年代までの児童を養育している人に支給される手当です。

☎ こども政策課 ☎ 923-1111 (内線412~413)

出生の翌日から**15日以内**に申請してください。

必要な書類は申請事由によって異なりますので、こども政策課にお問い合わせください。

出生した月の翌月分から手当が支給されます。申請が遅れると、手当の支給開始月が遅れる場合がありますので、ご注意ください。



支給区分	手当月額	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※第3子以降:大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している子どものうち、3人目以降をいいます。

赤ちゃんが生まれたら

## 🌸 新生児聴覚検査

問 こども家庭課 ☎923-1115



新生児聴覚検査の費用を公費負担しています。

- ▶対象者 新生児または乳児(生後90日以内)
- ▶内容 AABR(自動聴性脳幹反応検査)またはOAE(耳音響放射検査)

## 🌸 産婦健康診査

問 こども家庭課 ☎923-1115



出産後間もない時期の産婦を対象とした健康診査の費用を公費負担しています。

- ▶対象者 出産後8週未満の人
- ▶回数 1回の出産につき2回まで(2週間健診・1か月健診)
- ▶内容 問診、診察など

## 🌸 1か月児健康診査

問 こども家庭課 ☎923-1115



生後1か月の乳児を対象とした健康診査の費用を公費負担しています。

- ▶対象者 生後1か月の乳児(生後4週から6週未満)
- ▶内容 問診、診察など

### 〈新生児聴覚検査／産婦健康診査／1か月児健康診査の受診方法〉

- 指定の医療機関に助成券(受診券)と母子健康手帳を提示して受診してください。  
指定の医療機関は、市ホームページから確認ください。
- 助成券(受診券)は、母子健康手帳交付時に交付しています。
- 指定の医療機関以外で受診する場合は、事後申請に基づき、限度額の範囲内で費用を助成します。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 🌸 未熟児養育医療

問 こども家庭課 ☎923-1115



医師が入院加療を必要と認めた未熟児を対象に、指定医療機関における医療費を公費助成する制度です。医療の給付が必要になった日から30日以内の申請が必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### 「そねって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。

